

茨城県報

第7463号

昭和61年7月3日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●国民健康保険医等の新規登録(医療福祉課)	1
●原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定(保健予防課)	3
●計量法に基づく定期検査の実施(商業振興課)	4
●昭和61年度茨城県立国民宿舎「鶉の岬」管理委託金の決定(観光物産課)	4
●保安林の指定予定(林業課)	4
●土地改良法に基づく換地処分(農地管理課)	5
●新規土地改良事業の審査	5
●昭和61年度地籍調査事業計画(農地計画課)	6
●那珂川水系一級河川藤井川の一部用途廃止(河川課)	8
●公有水面埋立免許出願事項の縦覧等(")	8
●道路の区域変更(2件)(道路維持課)	12

正 誤

●昭和61年6月16日付け茨城県報第7458号中	13
●昭和61年6月19日付け茨城県報第7459号中	13

告 示

茨城県告示第967号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和61年7月3日

茨城県知事 竹内 藤 男

記号番号	登録年月日	国民健康保険医
茨国医 第5596号	61. 6. 5	宮 川 善 二 郎
茨国薬 第1416号	61. 6. 6	池 田 圭 子
茨国医 第5597号	61. 6. 10	三 橋 武 司
茨国歯 第1748号	61. 6. 12	大 町 浩 二
" 第1749号	"	徳 永 修 平

"	第1750号	"	鈴 木 利 和
"	第1751号	"	森 俊 二
英国医	第5598号	61. 6. 17	会 田 育 男
"	第5599号	"	鮎 澤 聡
"	第5600号	"	生 田 映 美
"	第5601号	"	市 川 喜 仁
"	第5602号	"	岩 本 浩 之
"	第5603号	"	榎 本 強 志
"	第5604号	"	大 内 浩
"	第5605号	"	長 田 明
"	第5606号	"	加 島 たか子
"	第5607号	"	加 瀬 光 一
"	第5608号	"	片 岡 なつ恵
"	第5609号	"	加 藤 裕 子
"	第5610号	"	木 川 幾太郎
"	第5611号	"	木 下 朋 雄
"	第5612号	"	鯨 岡 裕 司
"	第5613号	"	小 池 和 俊
"	第5614号	"	早乙女 俊 一
"	第5615号	"	早乙女 幹 朗
"	第5616号	"	澤 野 達 哉
"	第5617号	"	鈴 木 保 之
"	第5618号	"	滝 田 啓 子
"	第5619号	"	武 田 多 一
"	第5620号	"	竹 谷 俊 樹
"	第5621号	"	田 中 誠
"	第5622号	"	千 葉 俊 也
"	第5623号	"	陳 維 昌
"	第5624号	"	長 尾 和 哉
"	第5625号	"	中 野 佳 子
"	第5626号	"	鍋 島 雄 一
"	第5627号	"	新 津 守
"	第5628号	"	長谷川 雄 一
"	第5629号	"	服 部 一 紀
"	第5630号	"	平 野 稔

"	第5631号	"	福	江	真	隆
"	第5632号	"	藤	田	千	秋
"	第5633号	"	堀		孝	文
"	第5634号	"	本	多		彰
"	第5635号	"	松	井	裕	史
"	第5636号	"	松	枝		清
"	第5637号	"	松	島	勇	治
"	第5638号	"	宮	園	弥	生
"	第5639号	"	宮	永	直	人
"	第5640号	"	村	下		理
"	第5641号	"	村	松	俊	樹
"	第5642号	"	本	部	正	樹
"	第5643号	"	谷	中	清	之
"	第5644号	"	柳	沢	裕	美
"	第5645号	"	山	岡		孝
"	第5646号	"	山	内	孝	義
"	第5647号	"	吉	田	次	男
"	第5648号	"	阿	部	良	彦

茨城県告示第968号

原子爆弱被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）第14条の3第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので公示する。

昭和61年7月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称 所	在 地 指	定年月日
医療法人重陽会斉藤病院	石岡市旭台一丁目17番26号	61. 3. 20
東 光 台 歯 科 医 院	筑波郡豊里町東光台2の1の11	61. 3. 27
蛭 原 歯 科 医 院	稲敷郡江戸崎町高田2819	61. 4. 18
六 本 堂 歯 科	土浦市荒川沖798	61. 5. 20
赤 塚 整 形 外 科 医 院	水戸市緑町1丁目3番22号	61. 5. 26
眼科水戸アイクリニック	" 笠原町14488-2, 1488-24	61. 5. 29

住吉クリニック病院	" 住吉町193-97	61. 5. 30
助川眼科医院	" 本町3丁目10番26号	"

~~~~~

#### 茨城県告示第969号

結城市，古河市，下妻市，水海道市及び岩井市並びに筑波郡，北相馬郡の各町村に対し，計量法（昭和26年法律第207号）第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するので，同法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和61年7月3日

茨城県計量検定所長 山 本 亦 夫

1 定期検査実施の期日

昭和61年8月12日から昭和61年10月11日まで

2 定期検査実施の場所

計量器の所在の場所

~~~~~

茨城県告示第970号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき，次のとおり利用料の徴収事務を委託した。

昭和61年7月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 受 託 者 財団法人 茨城県開発公社

2 委 託 の 内 容

茨城県立国民宿舎「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例（昭和46年茨城県条例第10号）第8条第1項に規定する利用料の徴収事務

3 委 託 期 間 昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで

~~~~~

#### 茨城県告示第971号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があつたので，同法第30条の規定により告示する。

昭和61年7月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町上郷字赤岡1522, 1524

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木伐採方法

ア 次の森林については、択伐による。字赤岡1522(次の図に示す部分に限る。)所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、八溝地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。

(「次の図」及び次のとおりは省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第972号

昭和61年5月12日付け農管指令第239号を持って認可した鷹巣地区第1工区の換地計画については換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和61年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第972の2号

辰ノ口堰土地改良区から昭和61年4月28日付けで認可申請のあつた粟原土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9号項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年7月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

辰ノ口堰土地改良区定款の写し

粟原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和61年7月3日から昭和61年7月23日まで

3 縦覧の場所 常陸太田市役所

## 茨城県告示第973号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、昭和61年度の地籍調査事業計画を次のように定めた。

昭和61年7月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 調査を行う者  | 地籍調査地域〔計画区名〕         | 調 査 期 間                       |
|---------|----------------------|-------------------------------|
| 水 戸 市   | 平須〔Ⅱ〕，東野             | 昭和61年6月25日<br>）<br>昭和62年3月31日 |
| 土 浦 市   | 中〔Ⅲ〕，西根〔Ⅰ〕           |                               |
| 牛 久 市   | 井ノ岡，奥原               |                               |
| 真壁郡真壁町  | 山口，羽鳥〔Ⅱ〕             |                               |
| 常陸太田市   | 下大門〔Ⅱ〕，下大門〔Ⅰ〕        |                               |
| 竜ヶ崎市    | 馴馬                   |                               |
| 稲敷郡美浦村  | 岡平                   |                               |
| 久慈郡金砂郷村 | 下宮河内，上宮河内〔Ⅰ〕，上宮河内〔Ⅱ〕 |                               |
| 筑波郡筑波町  | 洞下，菅間                |                               |
| 北相馬郡利根町 | 押付新田，中田切             |                               |
| 東茨城郡常北町 | 上古内〔Ⅰ〕，上古内〔Ⅱ〕        |                               |
| 久慈郡水府村  | 上高倉〔Ⅱ〕，中染〔Ⅲ〕，西染〔Ⅰ〕   |                               |
| 下 妻 市   | 上妻〔Ⅲ〕，上妻〔Ⅳ〕，上妻〔Ⅴ〕    |                               |
| 猿島郡境町   | 伏木〔Ⅱ〕，内門〔Ⅰ〕          |                               |
| 東茨城郡常澄村 | 大場                   |                               |
| 東茨城郡茨城町 | 石崎〔Ⅱ〕                |                               |
| 石 岡 市   | 中津川，行里川              |                               |
| 東茨城郡桂村  | 錫高野〔Ⅰ〕，錫高野〔Ⅱ〕        |                               |

|               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| 新 治 郡 八 郷 町   | 小見, 大増                               |
| 東茨城郡美野里町      | 花野井, 小岩戸, 西郷地                        |
| 西茨城郡岩瀬町       | 上城, 犬田                               |
| 久 慈 郡 里 美 村   | 折橋〔Ⅱ〕, 折橋〔Ⅲ〕, 大中〔Ⅰ〕, 大中〔Ⅱ〕, 大中〔Ⅲ〕    |
| 稲 敷 郡 莖 崎 町   | 若栗, 大井                               |
| 笠 間 市         | 本戸〔Ⅰ〕, 本戸〔Ⅱ〕, 箱田〔Ⅰ〕, 箱田〔Ⅱ〕, 寺崎, 日沢   |
| 西茨城郡岩間町       | 市野谷泉, 福島, 下郷〔Ⅰ〕, 下郷〔Ⅱ〕, 上郷〔Ⅰ〕, 上郷〔Ⅱ〕 |
| 那 珂 郡 美 和 村   | 小田野〔Ⅰ〕, 氷之沢〔Ⅱ〕                       |
| 高 萩 市         | 秋山〔Ⅰ〕, 赤浜〔Ⅰ〕, 赤浜〔Ⅱ〕                  |
| 那 珂 郡 東 海 村   | 白方, 照沼                               |
| 久 慈 郡 大 子 町   | 頃藤〔Ⅱ〕, 頃藤〔Ⅲ〕                         |
| 稲 敷 郡 河 内 村   | 下加納                                  |
| 稲 敷 郡 新 利 根 村 | 太 田                                  |
| 東茨城郡内原町       | 三湯, 小林                               |
| 筑 波 郡 豊 里 町   | 百家, 高野                               |
| 結 城 郡 石 下 町   | 飯沼〔Ⅰ〕, 飯沼〔Ⅱ〕                         |
| 結 城 郡 千 代 川 村 | 皆葉, 別府                               |
| 多 賀 郡 十 王 町   | 伊師本郷〔Ⅰ〕, 伊師本郷〔Ⅱ〕, 伊師〔Ⅰ〕, 伊師〔Ⅱ〕       |
| 鹿 島 郡 銚 田 町   | 半原, 借宿〔Ⅰ〕, 借宿〔Ⅱ〕, 青柳〔Ⅰ〕, 青柳〔Ⅱ〕       |
| 稲 敷 郡 東 村     | 西代, 阿波崎                              |
| 日 立 市         | 高 鈴                                  |

|       |      |
|-------|------|
| 城 結 市 | 七五三場 |
|-------|------|

### 茨城県告示第974号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

昭和61年7月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 河 川 の 名 称 那珂川水系一級河川藤井川

2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和61年7月3日

3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

| 位 置                                              | 種 類 | 数 量       |
|--------------------------------------------------|-----|-----------|
| 東茨城郡常北町大字上入野字欠下423番地先から<br>同郡 同町同大字字川沼217番の1地先まで | 土 地 | 6,892.41㎡ |

### 茨城県告示第975号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による公有水面埋立ての免許の出願があつたので、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和61年7月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 埋立て出願人の名称及び住所

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県公営企業管理者

企業局長 鶴 見 和 満

2 埋 立 区 域

(1) 位 置 茨城県稲敷郡阿見町追原字西ノ入1898番地

(2) 区 域 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び㊸と㊹の各地点を直線で結んだ線  
によつて囲まれた区域

① 基点（北緯36度0分29秒東経140度15分20秒）から110度06分30秒31.10mの地点

② ①の地点から 11度44分58秒 14.78mの地点

③ ②の地点から 39度9分19秒 10.22mの地点

④ ③の地点から 58度17分27秒 11.40mの地点

⑤ ④の地点から 48度33分2秒 12.19mの地点



|   |        |            |           |
|---|--------|------------|-----------|
| ⑥ | ⑤の地点から | 57度26分9秒   | 9.23mの地点  |
| ⑦ | ⑥の地点から | 82度4分22秒   | 2.76mの地点  |
| ⑧ | ⑦の地点から | 79度42分19秒  | 2.52mの地点  |
| ⑨ | ⑧の地点から | 58度55分9秒   | 0.76mの地点  |
| ⑩ | ⑨の地点から | 110度41分55秒 | 3.72mの地点  |
| ⑪ | ⑩の地点から | 53度43分54秒  | 21.88mの地点 |
| ⑫ | ⑪の地点から | 43度58分57秒  | 27.91mの地点 |
| ⑬ | ⑫の地点から | 32度42分21秒  | 13.53mの地点 |
| ⑭ | ⑬の地点から | 29度52分50秒  | 13.46mの地点 |
| ⑮ | ⑭の地点から | 38度8分6秒    | 5.05mの地点  |
| ⑯ | ⑮の地点から | 132度23分9秒  | 20.20mの地点 |
| ⑰ | ⑯の地点から | 132度16分30秒 | 6.02mの地点  |
| ⑱ | ⑰の地点から | 103度27分55秒 | 4.99mの地点  |
| ⑲ | ⑱の地点から | 179度44分54秒 | 7.40mの地点  |
| ⑳ | ⑲の地点から | 229度40分43秒 | 1.98mの地点  |
| ㉑ | ㉑の地点から | 222度43分16秒 | 7.52mの地点  |
| ㉒ | ㉒の地点から | 225度27分18秒 | 42.10mの地点 |
| ㉓ | ㉓の地点から | 239度44分48秒 | 20.63mの地点 |
| ㉔ | ㉔の地点から | 248度23分8秒  | 20.59mの地点 |
| ㉕ | ㉕の地点から | 248度52分59秒 | 2.07mの地点  |
| ㉖ | ㉖の地点から | 186度39分1秒  | 6.80mの地点  |
| ㉗ | ㉖の地点から | 244度3分39秒  | 19.61mの地点 |
| ㉘ | ㉗の地点から | 236度46分56秒 | 24.02mの地点 |

(3) 面積 3,898 m<sup>2</sup>

### 3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 茨城県稲敷郡阿見町追原字儘田2579番の2から2583番の2, 同町追原字八中蒔2584番の2から2587番の4, 2591番の1から2592番の3, 2593番, 2594番の2から2595番の1, 及び2607番の3並びに同町追原字西ノ入1807番の1から1824番, 1827番の1から1830番の2, 1834番の1, 1834番の15, 1898番及び1904番から1915番

(2) 区域 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び㉙と㉚の地点を直線で結んだ線によつて囲まれた区域

㉙ 基点 (北緯36度0分29秒, 東経140度15分20秒) から339度54分15秒254.35mの地点

㉚ ㉙の地点から 145度59分47秒 110.41mの地点

㉛ ㉚の地点から 84度50分59秒 22.13mの地点

|   |        |            |             |
|---|--------|------------|-------------|
| ㉔ | ㉓の地点から | 53度20分21秒  | 6.74 mの地点   |
| ㉕ | ㉔の地点から | 45度33分58秒  | 11.24 mの地点  |
| ㉖ | ㉕の地点から | 34度38分53秒  | 17.83 mの地点  |
| ㉗ | ㉖の地点から | 40度33分26秒  | 18.36 mの地点  |
| ㉘ | ㉗の地点から | 32度52分17秒  | 18.44 mの地点  |
| ㉙ | ㉘の地点から | 141度18分8秒  | 126.45 mの地点 |
| ㉚ | ㉙の地点から | 227度27分45秒 | 108.34 mの地点 |
| ㉛ | ㉚の地点から | 234度23分50秒 | 54.94 mの地点  |
| ㉜ | ㉛の地点から | 135度38分5秒  | 41.23 mの地点  |
| ㉝ | ㉜の地点から | 135度34分47秒 | 17.34 mの地点  |
| ㉞ | ㉝の地点から | 50度47分44秒  | 30.38 mの地点  |
| ㉟ | ㉞の地点から | 81度16分8秒   | 63.86 mの地点  |
| ㊱ | ㉟の地点から | 80度45分22秒  | 31.30 mの地点  |
| ㊲ | ㊱の地点から | 136度42分20秒 | 75.71 mの地点  |
| ㊳ | ㊲の地点から | 219度40分20秒 | 28.59 mの地点  |
| ㊴ | ㊳の地点から | 219度13分51秒 | 7.15 mの地点   |
| ㊵ | ㊴の地点から | 172度23分19秒 | 2.72 mの地点   |
| ㊶ | ㊵の地点から | 125度11分57秒 | 62.97 mの地点  |
| ㊷ | ㊶の地点から | 34度48分15秒  | 3.62 mの地点   |
| ㊸ | ㊷の地点から | 33度38分17秒  | 11.33 mの地点  |
| ㊹ | ㊸の地点から | 287度47分43秒 | 12.01 mの地点  |
| ㊺ | ㊹の地点から | 15度17分15秒  | 16.16 mの地点  |
| ㊻ | ㊺の地点から | 4度9分1秒     | 10.03 mの地点  |
| ㊼ | ㊻の地点から | 42度53分7秒   | 5.73 mの地点   |
| ㊽ | ㊼の地点から | 12度37分4秒   | 12.29 mの地点  |
| ㊾ | ㊽の地点から | 40度18分40秒  | 3.51 mの地点   |
| ㊿ | ㊾の地点から | 342度52分58秒 | 8.10 mの地点   |
| ① | ㊿の地点から | 336度40分36秒 | 19.13 mの地点  |
| ② | ①の地点から | 357度8分17秒  | 36.91 mの地点  |
| ③ | ②の地点から | 13度27分37秒  | 8.15 mの地点   |
| ④ | ③の地点から | 9度25分10秒   | 20.38 mの地点  |
| ⑤ | ④の地点から | 12度45分38秒  | 35.92 mの地点  |
| ⑥ | ⑤の地点から | 353度40分54秒 | 8.12 mの地点   |
| ⑦ | ⑥の地点から | 11度5分8秒    | 14.21 mの地点  |
| ⑧ | ⑦の地点から | 9度3分53秒    | 9.83 mの地点   |

|    |         |            |            |
|----|---------|------------|------------|
| ⑥7 | ⑥⑥の地点から | 20度46分3秒   | 18.56 mの地点 |
| ⑥8 | ⑥7の地点から | 29度57分37秒  | 21.91 mの地点 |
| ⑥9 | ⑥8の地点から | 36度15分18秒  | 20.65 mの地点 |
| ⑦0 | ⑥9の地点から | 15度1分43秒   | 9.12 mの地点  |
| ⑦1 | ⑦0の地点から | 355度3分38秒  | 4.33 mの地点  |
| ⑦2 | ⑦1の地点から | 330度45分31秒 | 8.19 mの地点  |
| ⑦3 | ⑦2の地点から | 1度26分41秒   | 0.67 mの地点  |
| ⑦4 | ⑦3の地点から | 268度36分10秒 | 0.74 mの地点  |
| ⑦5 | ⑦4の地点から | 5度9分23秒    | 15.37 mの地点 |
| ⑦6 | ⑦5の地点から | 18度3分58秒   | 4.22 mの地点  |
| ⑦7 | ⑦6の地点から | 293度11分43秒 | 8.91 mの地点  |
| ⑦8 | ⑦7の地点から | 313度34分8秒  | 19.00 mの地点 |
| ⑦9 | ⑦8の地点から | 285度40分59秒 | 2.76 mの地点  |
| ⑧0 | ⑦9の地点から | 250度53分18秒 | 15.21 mの地点 |
| ⑧1 | ⑧0の地点から | 312度12分46秒 | 18.13 mの地点 |
| ⑧2 | ⑧1の地点から | 329度12分4秒  | 51.73 mの地点 |
| ⑧3 | ⑧2の地点から | 347度6分44秒  | 16.13 mの地点 |
| ⑧4 | ⑧3の地点から | 342度37分5秒  | 7.49 mの地点  |
| ⑧5 | ⑧4の地点から | 338度44分26秒 | 8.32 mの地点  |
| ⑧6 | ⑧5の地点から | 316度33分49秒 | 10.55 mの地点 |
| ⑧7 | ⑧6の地点から | 305度33分46秒 | 33.63 mの地点 |
| ⑧8 | ⑧7の地点から | 301度51分45秒 | 3.36 mの地点  |
| ⑧9 | ⑧8の地点から | 316度20分31秒 | 14.07 mの地点 |
| ⑨0 | ⑧9の地点から | 320度56分28秒 | 12.19 mの地点 |
| ⑨1 | ⑨0の地点から | 307度36分39秒 | 8.92 mの地点  |
| ⑨2 | ⑨1の地点から | 311度19分19秒 | 16.96 mの地点 |
| ⑨3 | ⑨2の地点から | 331度17分24秒 | 47.57 mの地点 |

(3) 面 積 84,000 m<sup>2</sup>

4 埋立地の用途 浄水場施設用地として使用する。

| 用 途   | 内 容                     | 面 積                  |
|-------|-------------------------|----------------------|
| 天日乾燥床 | 濃縮槽から出てくる汚泥を自然乾燥し固める施設  | 2,274 m <sup>2</sup> |
| 排 水 池 | 濾過池の洗浄水及び場内の雨水等を集水し溜める池 | 597                  |
| 濃 縮 槽 | 排泥池から来る汚泥を濃縮する施設        | 642                  |

|        |                    |       |
|--------|--------------------|-------|
| 排 泥 池  | 沈殿池から来る汚泥を溜める池     | 161   |
| 送泥ポンプ室 | 濃縮槽の汚泥を天日乾燥床へ送るポンプ | 100   |
| 共 同 溝  | 送泥管及び電気の配線等を収納する溝  | 124   |
| 合 計    |                    | 3,898 |

## 5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

2 箇年

## 6 出願の年月日 昭和61年 3 月24日

## 7 関係図書等の縦覧

水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県土木部河川課

竜ヶ崎市川原代町4区6181 茨城県竜ヶ崎土木事務所

稲敷郡阿見町中央1丁目1番1号 阿見町役場

## 8 縦 覧 期 間 昭和61年 7 月 3 日から昭和61年 7 月24日まで

## 茨城県告示第977号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第7条の19において準用する同法第7条第1項の規定により茨城県道路公社から道路の区域を次のとおり変更した旨通知があつたので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき公示する。

なお、その関係図面は昭和61年 7 月 3 日から30日間茨城県土木部道路維持課、茨城県潮来土木事務所及び茨城県道路公社において一般の縦覧に供する。

昭和61年 7 月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県道

2 路線名 平泉潮来線

3 道路の区域

| 区 間                        | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員            | 延 長            | 摘 要   |
|----------------------------|----------|------------------|----------------|-------|
| 行方郡潮来町大字延方<br>字延方5939番地先から | 旧        | メートル<br>最大 14.00 | メートル<br>393.40 |       |
|                            |          | 最小 12.00         |                |       |
|                            |          | 最大 25.00         | 393.40         |       |
|                            |          | 最小 11.60         |                |       |
| 行方郡潮来町大字延方<br>字延方5937番地先まで | 新        | 最大 14.00         | 393.40         | 迂回路撤去 |
|                            |          | 最小 12.00         |                |       |

茨城県告示第978号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和61年7月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

昭和61年7月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水沼磯原線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                    | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員                    | 延 長              | 摘 要              |
|--------------------------------------------------------|----------|--------------------------|------------------|------------------|
| 北茨城市磯原町豊田字一本杉<br>896番地先から<br>同市 同町 豊田<br>字狸々河原335番地先まで | 旧        | 最大 <sup>メートル</sup> 10.30 | メートル<br>1,224.00 | 付替工事のための区<br>域変更 |
|                                                        |          | 最小 6.00                  |                  |                  |
| 北茨城市磯原町豊田字一本杉<br>896番地先から<br>同市 同町 豊田字狸々河原<br>335番地先まで | 新        | 最大 10.30                 | 1,224.00         |                  |
|                                                        |          | 最小 6.00                  |                  |                  |
| 北茨城市磯原町豊田字一本杉<br>896番地先から<br>同市 同町 豊田字油田<br>1076番地先まで  | 新        | 最大 28.00                 | 823.70           |                  |
|                                                        |          | 最小 18.00                 |                  |                  |

**正 誤**

●昭和61年6月16日付け茨城県報第7458号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

| ページ | 行 | 誤         | 正          |
|-----|---|-----------|------------|
| 7   | 7 | 昭和61年4月 日 | 昭和61年4月18日 |

●昭和61年6月19日付け茨城県報第7459号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

| ページ | 行    | 誤    | 正     |
|-----|------|------|-------|
| 1   | 下から3 | 第3土曜 | 第3土曜日 |

★ 県政の総覧 …… 県民の六法 ★

# ≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所